

平成 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

					整理番号		
					科	住 所	氏 名
診 療 目							
1. 収入金額の内訳							
社会保険診療報酬	① 基受ける社会保険事務所から支払を報酬	診 療 件 数	診 療 実 日 数	決 定 点 数	収 入 金 額		
		件	日	点	診療報酬当座口 払 込 額	診療報酬窓口 収 入 金 額	
		一般社会保険			円		
		生活保護法					
		精神保健福祉法					
	小 計						
② 国民健康保険報酬	国民健康保険法						
	高齢者医療確保法						
		小 計					
③ 介護報酬							
		小 計					
④ その他							
		小 計					
⑤ 計 (①+②+③+④)		⑧		⑩	円		
⑪ 一般の自由診療		件	日		円		
⑫ 労働者災害補償保険診療							
⑬ 公害健康被害補償診療							
⑭ 自動車損害賠償責任保険診療							
⑮ 高齢者医療確保法							
⑯ 計 (雑収入は下の欄に書きます。)		⑫		⑰	円		
雑 収 入							

2. 自由診療割合の計算							
<p>この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。</p>							
<p>自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。</p>							
<p>(1) 診療実日数による割合</p>							
$\frac{\text{自由診療実日数}(\textcircled{B})}{\text{総診療実日数}(\textcircled{A} + \textcircled{B})} \times 100 = \textcircled{7} \%$							
<p>(2) 収入による割合</p>							
$\frac{\text{自由診療収入}(\textcircled{E})}{\text{総診療収入}(\textcircled{C} + \textcircled{D} + \textcircled{E})} \times 100 \times \text{調整率} = \textcircled{8} \%$							

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ (\text{収支内訳書(一般用)の⑨+⑯+⑰}) \end{array} \right. - \boxed{\begin{array}{l} \text{自由診療分と社会保険} \\ \text{診療分とに明確に区分} \\ \text{できる経費の総額} \end{array}}_{\text{円}} @ \boxed{\begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ (\text{表面の⑦又は⑧}) \end{array}}_{\text{%}} \times + \boxed{\begin{array}{l} \text{左の④のうち自由診} \\ \text{療分に係る経費の} \\ \text{金額} \end{array}}_{\text{円}} = \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array}_{\text{A}}_{\text{円}}$$

(注) ⑧の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

(2) 保險診療分

原価及び経費の総額
(収支内訳書(一般用)の⑨+⑯+⑰) 円 — 自由診療分の原価及び経費
の合計額(Aの金額) 円 = 社会保険診療分の原価
及び経費の合計額 B 円

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた⑥率及び⑦加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬
(表面の①+②) × 速算表の
⑤率 % + 速算表の
⑥加算額 円 = 租税特別措置法第26条の
規定による必要経費の金額 円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	⑤率	⑥加算額
2,500万円以下	72%	一円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Cの金額）	円	— 社会保険診療分の原価及び経費の合計額（Bの金額）	円	= 差額	円
--------------------------------	---	----------------------------	---	------	---

(注) D の金額を「収支内訳書(一般用)」1ページの「所得金額②」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。

併せて、申告書B第二表の「○特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください。